

さいたま市メール119運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市内の聴覚・言語機能障害を持った方に対し、携帯電話のメール機能を利用した電子文字情報による緊急通報を、さいたま市消防局指令センター（以下「指令センター」という。）内に設置された、メール119受信システム（以下「メール119」という。）で受信し、緊急通報に対応するもので、本システムの管理、運用を円滑かつ効率的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 このメール119は、聴覚障害者等の方のうち、登録者を対象として携帯電話のメール機能を利用した災害通報を指令センターで受信し、緊急通報に対応するものである。

(登録対象者)

第3条 さいたま市に在住、通勤又は通学している聴覚、音声、言語又はそしゃく機能に障害を有している方を対象とする。

(実施方法)

第4条 登録者からの緊急通報を受信した時は、速やかに返信通知を送信し、同時に通報内容に適応した消防部隊を出場させるものとする。

(申請)

第5条 この事業を利用しようとするものは、緊急時の通報要領（別添第1）及び利用上の注意事項（別添第2）を厳守し、利用申請書（別添様式）により消防局長（以下「局長」という。）に申請するものとする。

(決定)

第6条 局長は、前条の規定により申請があった時は利用の可否を決定するとともに、申請者にメール119通報用メールを送信し、利用を承認した旨を通知するものとする。

(決定の取り消し)

第7条 局長は、利用の承認後、メール119運用上重大な支障をおよぼすおそれがあると認められる行為及び不正な申請等があった場合は、決定を取り消すことができるものとする。

(変更の届出)

第8条 利用者は、利用申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに局長に届け出るものとする。

(費用の負担)

第9条 メール119を使用する際の回線使用料は、利用者の負担とするものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。